

平成24年6月第9回亶理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成24年6月13日第9回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 島田金一 16番 鞠子幸則

17番 佐藤実 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用地対策課長	佐々木 人見
税務課長	佐 藤 邦 彦	町民生活課長	鈴木 邦彦
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援課長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農林水産課長	
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市	農業委員会 事務局長	東 常 太 郎
会計管理者 兼会計課長	高 橋 伸 幸	都市建設課長	日 下 初 夫
学務課長	齋 藤 良 一	上下水道課長	作 間 行 雄
監査委員	遠 藤 敏 夫	教育課長	岩 城 敏 夫
	齋 藤 功	生涯学習課長	鈴木 久 子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前 9時59分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成24年6月第9回互理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番 鈴木洋子議員、2番 高野孝一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月18日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

6月16日及び6月17日は休会の日ですが、亘理町議会基本条例第5条第4項の定めに基づき、町民に開かれた議会運営、そして仕事の関係等で平日に議会傍聴できない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、6月16日及び6月17日は、特に会議を開くことに決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案5件、補正予算案3件、報告3件、その他3件、計14件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を9名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。要望書1件、陳情書1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、「議員派遣の件」について、会議規則第112条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告します。

なお、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」2件が提出されておりますので報告します。

第6、監査委員から例月出納検査報告書及び随時監査報告書並びに財政援助団体監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第7、閉会中の「議会および議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第9回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案11件及び報告3件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

それでは、各議案について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第43号 互理町一般職員の任期付採用等に関する条例につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業及び被災者支援業務が一時的に増加しており、それらの事業実施に向けて、任期に定めのある一般職員を採用して対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、その採用等について条例を制定するものであります。

議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、平成24年7月9日から施行される外国人住民に係る住民基本台帳法の改正に伴い、互理町印鑑条例、互理町手数料条例、互理町子ども医療費の助成に関する条例、互理町心身障害者医療費の助成に関する条例における外国人に関する規定等の整備が必要となるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第45号 東日本大震災による被災者に対する互理町国民健康保険税の減免に関する条例につきましては、東日本大震災により被災した被保険者等の保険税の減免措置に対する国からの財政支援の延長に伴い、本町においても平成23年度に引き続き、震災関連被災者について9月分まで、原子力災害避難者については1年間を期限として減免するため、国民健康保険税に係る減免条例を制定するものであります。

議案第46号 互理町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、地域主

権一括法が公布されたことによる公営住宅法の一部改正等に伴い、入居者の資格等の町営住宅の入居に関する規定を改正するものであります。

議案第47号 亙理町災害危険区域に関する条例につきましては、東日本大震災からの復興に向けて、今後、今回のような大津波から町民の生命を守り、財産の損失を軽減することを基本とした復興まちづくりを推進するため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築の制限に関する条例を制定するものであります。

議案第48号 工事請負契約の締結について（平成23年度社会資本整備総合交付金事業 町道亙理浜吉田線道路改良工事（繰越））につきましては、去る6月1日に入札を執行した工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議決を求めるものであります。この工事につきましては、平成23年度に完了予定でありましたが、東日本大震災発生の影響から平成24年度に繰り越した事業であります。

議案第49号 土地の取得についてにつきましては、東日本大震災に伴う復興関連事業のため、大量の盛り土材の確保が必要となることから、割山採取場を北側に拡大するための用地2万7,779平方メートルを2,500万1,100円で取得することについて、地権者との協議が整ったため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第50号 平成24年度亙理町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195億9,085万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を809億6,268万4,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましても東日本大震災に関連する事業の補正になりますが、先日示されました東日本大震災復興交付金第2回配分可能額通知に基づく増額補正がその主なものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費におきましては、初めに今回の東日本大震災で被災した箱根田西区及び開墾場区の集会所改修に対し、亙理町集会所建設事業補助金として215万円7,000円を増額補正するものであります。

次に、復興管理事務経費につきましては、昨年12月に策定した亙理町震災復興計

画の進捗状況等について、意見を求めるため設置する復興推進会議の委員報酬として28万9,000円を補正するもののほか、今後の常磐自動車道整備において予定されている（仮称）亘理PA（パーキングエリア）の設置にあわせ、これからの地域産業の活性化及び有事の際の救急救命活動、緊急物資輸送、さらには避難対策としてのスマートICを併設するため、常磐自動車道スマートIC整備事業費として測量調査費等を4,427万3,000円増額補正するものであります。

さらには、今回の東日本大震災復興交付金第2回配分可能額等について、それぞれの基金に一度積み立てをし、基金から繰り入れした上で事業に充てなければならぬことから、寄附金もあわせて亘理町震災復興基金に95億6,998万7,000円、亘理町東日本大震災復興交付金基金に92億4,972万2,000円積み立てするものであります。

3款民生費につきましては、障害者福祉費において障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修経費など759万2,000円を増額補正するもののほか、公共ゾーン仮設住宅に入居されている被災者の方々が、少しでも快適に生活が送れるように公共ゾーン南側排水路のしゅんせつ工事を実施する工事費と、子供からお年寄りまでが触れ合えるような遊び場・憩いの場を整備するふれあい広場整備事業費を合わせて460万円を増額補正するものがその主なものであります。

4款衛生費につきましては、環境省の「汚染状況重点調査地域」の指定に伴い「亘理町除染実施計画」を策定し、5月24日付で環境省の承認を受けたところでありますが、その除染実施計画に基づき町内全域789地点の空間放射線量メッシュ調査を実施する費用と、町内でも町独自の調査で毎時0.23マイクロシーベルトを超える数値を示している「あぶくま公園」の除染経費を合わせて5,909万5,000円を増額補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、東日本大震災復興交付金第2回配分可能額通知に伴う補正になりますが、13目復興事業費のうち、亘理町いちご団地造成事業費において、当初予算で計上した事業費が圧縮された上で承認されたことから43億8,189万円を減額補正するもののほか、新たに農山漁村地域復興基盤総合整備事業費において、吉田東部地区農地の早期復旧を図るため経営体育成促進換地等調整業務委託費として2,900万円、亘理町花卉・野菜団地造成事業費につきましても、鳥屋崎地区に花卉・野菜団地を造成する事業費として4億9,375万5,000円、

そしていちごファーム隣接地にいちご選果場を整備する亘理町いちご選果場整備事業費として7,891万8,000円を増額補正するものがその主なものとなります。

水産業振興経費におきましては、宮城県南部施設保有漁業協同組合が実施する津波により被災した漁船の復旧事業に対し、宮城県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金として976万6,000円を増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、東日本大震災復興交付金第2回配分可能額通知に伴う6目復興事業費の補正がその主なものになりますが、細目ごとにご説明いたしますと、初めに避難道路新設・整備事業費（荒浜地区）及び避難道路新設・整備事業費（吉田地区）につきまして、東日本大震災復興交付金事業の関係から当初予算で計上したそれぞれの事業費を減額し、新たに1つにまとめた避難道路新設・整備事業費として5億4,700万を増額補正するものであります。

同じく、防災集団移転促進事業費につきましても、防災集団移転事業を計画している6地区においての設計委託料、造成工事費、用地買収費のほか、移転費用補助金を合わせて総額38億3,675万1,000円を増額補正するものであります。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業費につきましては、災害危険区域内から防災集団移転事業を利用せずに移転する方を対象に、建物建設等に係る借入金の利子補給を行うもので4億9,206万円を増額補正するものであります。

次に、復興まちづくり総合支援事業費につきましては、復興事業の計画調整などの総合マネジメント支援業務を委託する費用として3,339万円を増額補正するものであります。

復興まちづくり総合支援事業費及び防災まちづくり計画策定事業費につきましては、今回の東日本大震災の大地震と大津波の被害状況から、今までの被害想定を見直した上で新たな計画を策定する必要があることから、ハザードマップ策定業務委託料として690万円を増額補正するほか、防災まちづくり計画策定業務委託料として1,430万円を増額補正するものであります。

6目復興事業費の最後になりますが、復興関連盛り土材確保事業費につきましては、今後の本町の復旧復興事業を推進していくに当たり大量の盛り土材が必要になることから、割山採取場の北側を拡張するための用地費と造成（伐木除根）工事費を合わせ3億7,601万円を増額補正するものであります。なお、この事業につきましては、平成24年度、25年度の2カ年で実施する予定となっております。

9款消防費につきましては、今回の東日本大震災を風化させずしっかりと後世に伝えていく必要があることから、東日本大震災活動等記録集を作成するための費用として2,000万円を増額補正するものであります。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費につきましては、児童・生徒の健康に留意し各小中学校の保健室にエアコン等を設置する費用として、合わせて622万8,000円を増額補正するものであります。

東日本大震災発生後、子供を育てる環境が大きく損なわれており、家庭、地域、学校が相互に連携・協働して地域全体で子供を育てる体制づくりが必要であることから、県の委託金事業を活用して事業を推進するに当たり、当初予算で既に計上済みであるこの事業と同様の、主に2項社会教育費から5項保健体育費にかけての事業費を減額し、協働教育プラットフォーム事業として361万8,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

13款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金において子ども手当の名称等の制度変更に伴い、子どものための手当負担金から児童手当負担金への歳入予算の組み替えを行うものであります。

2項国庫補助金につきましては、町内空間放射線量メッシュ調査及びあぶくま公園除染業務委託費の財源として、放射能除染対策費補助金5,909万5,000円を増額補正するもののほか、東日本大震災復興交付金事業の財源として、それぞれの事業の補助率に基づき土木費国庫補助金として総額85億6,719万4,000円を増額補正するもの、さらには事業費の圧縮と県支出金への組み替えの関係から、農林水産業費国庫補助金として総額122億1,025万円を減額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、初めに県負担金において国庫負担金と同様に子どものための手当負担金から児童手当負担金への組み替えを行うものであります。

次に、県補助金についてであります。障害者自立支援特別対策事業補助金として659万8,000円を増額補正するもののほか、東日本大震災復興交付金事業に関連し、農林水産業費県補助金として総額93億8,233万4,000円を増額補正するものがその主なものであります。

16款寄附金につきましては、東日本大震災からの復興のための寄附金として24件458万1,000円をちょうだいしたほか、「ふるさと納税」など震災以外の目的で2

件、22万円の寄附金をちょうだいいたしました。衷心より御礼を申し上げます。

17款繰入金につきましては、歳出の積立金でご説明いたしましたとおり、東日本大震災復興交付金事業については一度基金に積み立てし、その基金から繰り入れた上で事業に充てなければならないことから、震災復興基金繰入金として97億4,685万1,000円を繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金として43億9,985万9,000円を繰り入れするものであります。また、今回の補正の調整財源として3,242万8,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

最後に地方債の変更につきましては、逢隈西部地区経営体育成基盤整備事業費の増額に伴い、「農業基盤整備事業債」の限度額を1,120万円に変更するものであります。

議案第51号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億2,013万2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、議案でもご説明しましたとおり東日本大震災に係る国保税の減免に係るシステムの改修費用として180万6,000円を増額補正するものであります。歳入につきましては、その財源として一般会計繰入金を同額補正するものであります。

議案第52号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,949万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、初めに東日本大震災復興交付金第2回配分可能額通知に伴う補正として、復興計画における災害公営住宅（吉田地区）や防災集団移転事業の移転先整備にあわせた亘理第5-1・5-2号污水幹線工事費として1億900万円を増額補正するもののほか、亘理第1処理分区災害復旧の附帯工事費等として900万円を増額補正するものであります。

議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、出入国管理及び難民認定法並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについての協議が必要となるため、地方自治法第290条第1項に基づき議会の議決

を求めるものであります。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書（平成23年度亘理町一般会計補正予算）及び報告第3号 繰越明許費繰越計算書（平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復旧復興事業において、国の災害査定や復興交付金事業の承認などがおくれたことなどから、繰越明許費として平成24年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書（平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算）につきましては、わたり温泉鳥の海災害復旧工事において、1階の機械設備の設置場所等についての検討に時間を要したことから、繰越明許費として平成24年度に繰り越したものであります。これらの事業につきましても繰越額が確定したので地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何卒、慎重ご審議を賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提出議案のご説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 洋 子

署 名 議 員 高 野 孝 一